



## 獣医師及び家畜人工授精師の皆さまへ

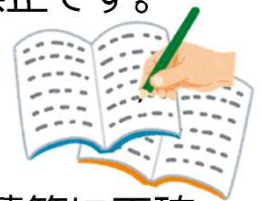
# 家畜人工授精の関係法令を遵守を徹底しましょう！

令和2年10月に改正された法令遵守の徹底を図るため、国が主体となり全ての家畜人工授精所に対する立入検査を実施しています。

立入検査では、人工授精所運営状況や法律に基づく記録、精液等の管理状況について現地確認が行われます。和牛遺伝資源2法に基づく家畜人工授精及び受精卵移植業務について、今一度確認をお願いします。↓↓

### 精液等と精液証明書等の一体的な取り扱い

- ・ ストローとラベルのどちらか一方しかないものは使用禁止です。
- ・ ラベルの裏書についても譲受等を記載してください。



### 授精簿の適正な記載、保存及び関係書類の添付

- ・ 人工授精や受精卵移植後、関係する事項を家畜人工授精簿に正確に記録し、5年間保存してください。
- ・ 注入した精液または移植した受精卵に対応するラベルは、授精・移植証明書を交付するまで家畜人工授精簿に添付し、容器は適正に保管してください。

### 授精証明書の適切な交付

- ・ 授精証明書には注入した精液または受精卵に対応したラベルを貼付するほか、ラベルと容器の種雄牛名・精液採取年月日が合致しているか確認してください。



## 牛飼養者の皆さまへ

家畜人工授精師等に人工授精及び移植を依頼する場合、注入する精液、受精卵、対象牛を自身でも確認してください。対象牛の取違いや注入した精液の認識違い等により、**血統矛盾が生じ、子牛登記ができない場合があります。**

中央家畜保健衛生所

電話 0176-23-6235(平日) 携帯 090-6453-7023(休日・夜間)

ホームページ

青森県中央家畜保健衛生所

